

宮古労働基準監督署発表  
令和6年3月13日(水)

【照会先】 宮古労働基準監督署  
署長 下村 健治  
○監督・安衛課長 相馬 健士郎  
電話 0193-62-6455

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～他の労働者が退避したことを確認せず、立木を伐倒させた疑い～

宮古労働基準監督署（署長 下村 健治）は、本日、法人及び同組合現場代理人を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁宮古支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年11月27日、宮古市内の山林において、立木の伐倒の作業に従事する労働者に、伐倒の合図を行わせ、他の労働者が退避したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならないにも関わらず、当該措置を講じなかった疑い。

### 1 被疑者

- (1) 川井地区国有林材生産協同組合  
所在地：岩手県宮古市  
事業内容：林業  
(2) 現場代理人 A

### 2 違反条文 「関連条文一覧」参照。

被疑者川井地区国有林材生産協同組合、現場代理人Aともに、  
労働安全衛生法違反  
同法 第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）  
労働安全衛生規則第479条第2項（伐倒の合図）  
同法 第119条第1号（罰則）  
同法 第122条（両罰規定）

### 3 災害の概要

令和5年11月27日、宮古市内の国有林間伐作業現場において、労働者X（被災者）を含む4名の作業員に、立木の間伐及び集材作業を行わせていたところ、伐倒者が伐倒した伐倒木が労働者Xに直撃し、死亡するという労働災害が発生した。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、伐木作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、伐倒の合図を行わせ、他の労働者が退避したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならないことが規定されていますが、その措置を講じていなかった疑いがあるものです。

## 関連条文一覧

### ○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反した者

二～四 （略）

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（伐倒の合図）

第479条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 （略）